

インド知財情報メール：第 2017-2 号、2017 年 2 月 10 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】 本日当社は創立 7 周年

【2】 インドセミナー 「特許庁委託事業「海外知的財産権最新情勢セミナー ASEAN・インド・中東・南米編」」

【3】 インドにおける商標の審査期間が 1 か月に短縮

【4】 インドにおける特許の審査がスピードアップ

【5】 インドにおける弁理士試験に採点ミス

【6】 インドの知的財産庁はフィードバックページを公開

【7】 特許規則 2016 年改正に対応したインド特許実務ワークショップ開催のお知らせ

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】 本日当社は創立 7 周年

2010 年 2 月 10 日に創立しました当社が、本日創立 7 周年を迎えました。これもひとえに皆様のご支援の賜物と心より感謝しております。これからも社員一同より一層の努力をしてみたいので、これまで同様のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【2】 インドセミナー 「特許庁委託事業「海外知的財産権最新情勢セミナー ASEAN・インド・中東・南米編」」

このたび、ジェトロで上記を題したセミナーが行われます。

イベント内容に関するご質問、お申し込みにつきましては、お手数をお掛けいたしますが、ジェトロへお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【3】 インドにおける商標の審査期間が 1 か月に短縮

インドの知的財産庁長官は「インドにおける商標の審査期間が 1 か月に短縮になった。出願して 2 か月経って知的財産庁から連絡がない案件があれば知らせてほしい」という内容のツイートを数日前にしました。

インドの知的財産庁は、商標の審査期間を 1 か月に短縮すると昨年目標を示しました。その目標は達成したと思われる。

【4】 インドにおける特許の審査がスピードアップ

インドの知的財産庁長官は「2017 年 1 月の特許における審査件数が、2017 年 1 月の特許出願件数を上回った」という内容のツイートを数日前にしました。

この 10 年間、「月の審査件数が、その月の特許出願件数を上回った」ことはありませんでした。

インドの知的財産庁は、特許の審査期間を 2018 年 3 月までに 18 か月に短縮するという目標を昨年示しており、その目標に徐々に向かっていると思われる。

【5】 インドにおける弁理士試験に採点ミス

インドの知的財産庁は 2016 年 11 月 27 日に特許弁理士試験の筆記試験を実施し、合格者のリストと共に模範解答を公開しました。

しかしながらその模範解答においてミスが指摘されました。インドの知的財産庁は採点を見直し、追加の合格者のリストを2017年2月2日に公開しました。

採点ミスへの素早い対応、大変高い評価を得ています。

【6】インドの知的財産庁はフィードバックページを公開

インドの知的財産庁は、知的財産庁に対してフィードバック、意見、要望などを行うことができるページを開設し、2017年2月2日付で公開しました。

<https://ipindiaonline.gov.in/feedback>

フィードバック、ご意見、ご要望などありましたらこのページをご利用いただければ幸いです。

【7】特許規則2016年改正に対応したインド特許実務ワークショップ開催のお知らせ

当社は、インド特許実務をより具体的にご理解いただける機会を提供するべく、定期的にワークショップを開催しています。

当社はインド知的財産を専門に扱っております関係で、日本の特許事務所や企業から多くの情報・要望・質問が寄せられます。その中で「インド特許実務は複雑かつ不明瞭である」とのお声をしばしば耳にします。昨今、インドの特許代理人によるインド特許に関するセミナー等も開催されておりますが、英語でのレクチャーであることに加え、権利行使やインド特許法の概略がほとんどで、実務の具体的な情報は得られません。さらに、日本では、インドへの特許出願の活発化が最近であるため、インド特許実務に詳しい人材がまだ少ないのが現状で、実務上の問題に直面したときに相談できる方が周りにいないとお困りの方が多いのではないのでしょうか。

本ワークショップでは、具体的な例を用いて実際のインド特許実務の流れを体験していただき、通訳ではない生の日本語で実務を明確にご理解いただくことを目指しております。

本ワークショップの詳細につきましては当社のホームページの「WORKSHOP」でご覧になれます。

本ワークショップは少人数制となっており、今までに開催されたワークショップは好評でした。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールを返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールを返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。